

記入例

- ※ 必ず黒ボールペンで丁寧に記入してください。（鉛筆、消えるボールペン等は不可）
- ※ 記入を誤り訂正する時は、二重線を付し正しい内容を記入の上、本書類に押印の補助事業者印又は
 手続代行者印で訂正印を押してください。（修正液等による訂正は不可）

一般社団法人燃料電池普及促進協会 代表理事 殿		C-4B(1/2)		平成〇〇年〇〇月〇〇日	記入日を記入してください。
エネファーム補助事業取得財産に係る移設報告書					
以下のとおり、取得財産の移設が完了しましたので報告します。なお、継続して規定の期間以上使用します。					
1. 受理・交付決定番号又は補助金の額の確定番号					
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇					
2. 補助事業者について					
フリガナ	トノモン イロウ				虎印門
補助事業者 氏名又は法人等名	虎ノ門 一郎				
現住所 (建物名があれば記入)	(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 東京 都道府県 〇〇区〇〇〇1-2-3				
日中連絡先電話番号(携帯可)	〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		*日中連絡の取れる連絡先を必ず記入してください。携帯電話等も可。		
補助事業者が法人等の場合の担当者連絡先(下記住所が未記入の場合、上記の現住所に通知書等を送付します。)					
法人等担当者名			所属部署名		
住所 (建物名があれば記入)	(〒 -) 都道府県				
連絡先電話番号	-	-	FAX	-	-
3. 手続代行者について(手続きの代行を第三者に依頼する方のみ記入)					
手続代行者 法人等名	燃料電池株式会社				社印
住所	(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 東京 都道府県 〇〇区〇〇〇1-1-1				
担当者	フリガナ	かみやちょう タロウ	担当者電話番号	〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
		神谷町 太郎	FAX	〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
注1: 内容訂正の場合には、二重線の上に訂正印(本書類に捺印の補助事業者印又は手続代行者印)で訂正してください。修正液等での修正は、無効となります。					
注2: この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。本用紙のコピーを大切に保管してください。(規定の期間)					
補助事業者又は手続代行者が法人の場合、担当者の個人印による訂正は無効です。					

記入例

C-4B(2/2)

エネファーム補助事業取得財産に係る移設報告書

4. 取得財産の移設内容について

(1) 取得財産の移設理由

家を新築して引越すことになり、転居先にて継続してエネファームを使用するため。

(2) 取得財産の移設内容

移設区分 (該当するものにチェック)	<input checked="" type="radio"/> 設置先住所の変更有り	<input type="radio"/> 設置先住所の変更無し
移設前設置先住所 (建物名があれば記入)	(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 東京 東京都 〇〇区〇〇〇4-5-6	
移設後設置先住所 (建物名があれば記入)	(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 東京 東京都 〇〇区〇〇〇1-2-3	
撤去日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日	移設工事完了日
		平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

移設した補助対象システム	製造事業者等名	品名番号	製造番号
燃料電池ユニット	オオテマ子㈱	JKL-456-MX	AB1-C0000-0000
貯湯ユニット		OPQ-789-XZ	2016.00-0000000

【添付資料】

1. カラー写真8点 ※③～⑧は、移設工事完了後に改めて撮影してください。
 - ①撤去前の補助対象システムの全景
 - ②移設するユニットを取り外した後の基礎等が見えるもの
 - ③移設先設置住宅等建物の全景
 - ④移設後の補助対象システムの全景
 - ⑤移設後の燃料電池ユニット単体の全景
 - ⑥移設後の貯湯ユニット単体の全景
 - ⑦燃料電池ユニットの品名番号および製造番号(銘板)のアップ
 - ⑧貯湯ユニットの品名番号および製造番号(銘板)のアップ
2. 移設先住所を確認できる書類(住民票又は建物登記事項証明書等) ※同一敷地内の移設の場合、不要

注1: 内容訂正の場合には、二重線の上に訂正印(本書類に捺印の補助事業者印又は手続代行者印)で訂正してください。修正液等での修正は、無効になります。

注2: この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。本用紙のコピーを大切に保管してください。(規定の期間)

具体的に記入してください。

「設置先住所の変更無し」の場合は、記入不要です。

システムを移設し使用を再開した日を記入してください。

製造事業者等により表記が異なります。製造番号の見方については協会HPをご覧ください。

写真は必ず添付してください。設置先住所が変更となる場合は、住所を確認できる書類が必要です。

補助事業者又は手続代行者が法人の場合、担当者の個人印による訂正は無効です。